

## 松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会「虐待に関する部会（仮）」の設置について（案）

## こども政策課

## 1. 背景

- ・改正児童福祉法の施行（令和 7 年 10 月 1 日）により、保育所等の職員による虐待についての通報が義務付けられた。
- ・通報をされた場合、該当施設・事業の所管行政庁は事実確認や保育所等への指導等の措置を講じるとともに、児童福祉審議会へ報告をしなければならない。

## 2. 目的及び担任する事務

- ・保育所等において発生した虐待に関する事実確認や保育所等への指導等措置の報告  
(児童福祉法第 33 条の 15 第 1 項)
- ・保育所等において発生した虐待に関して、重大な事案や本市として判断に迷った事案に対しての意見具申

## 3. 委員

部会長・・・1名      委員・・・5名

※うち本児童福祉専門分科会委員からも2名程度兼務依頼を想定

「保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」では、以下のとおり示している。

児童福祉審議会等の委員については、**弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方**になっていただくことが必要。

## 4. 開催頻度

- ・年 2 回程度：6 月、2 月（通常の児童福祉専門分科会開催月である 7 月、3 月の前月）  
※重大案件等あった際は、上記以外の時期に臨時開催の可能性あり

## 5. スケジュール（仮）

(R7 年度)

- ・2 月                      内部協議（部会の設置）  
                             委員候補検討

- ・3 月                      児童福祉専門分科会にて、R8 年度からの設置について審議

(R8 年度)

- 松江市社会福祉審議会運営規程の変更
- 委員選考
- (希望は 6 月)          第 1 回部会の開催